

# 釧路港港湾計画の軽易な変更（臨海部産業エリアの形成）について

釧路市 水産港湾空港部 港湾計画課

## ●はじめに

釧路港は、明治32年に普通貿易港として開港して以来、東北海道一円を背後圏とし、地域の暮らしと産業を支える物流拠点港として、重要な役割を担っています。

平成23年5月に釧路港は、大型船に対応した港湾機能の拠点確保や企業間連携の促進等により、効率的な海上輸送網の形成を図り、資源・エネルギー・食糧等の安定的かつ安価な輸入の実現を目指す、国際バルク戦略港湾に穀物の分野で選定され、これを機に西港区第2埠頭地区において、民の視点での効率的な港湾運営の確立に向けた運営手法等の検討を行ってきたところです。

## ●臨海部産業エリアとは

臨海部産業エリアは、バルク貨物等の輸送の拠点となる重要港湾において、地域の産業の国際競争力の強化を図るために埠頭の機能を高度化し、産業に係る物流を効率化することを目的として形成する区域です。

港湾計画に位置づけられた臨海部産業エリアにおいては、以下の制度の適用が可能となります。

- 1：民間事業者に対する行政財産の貸付制度
- 2：上記の行政財産の貸付を受けた民間事業者が行う高能率貨物取扱支援施設の整備に対する国の支援制度（補助率1/3）

臨海部産業エリアを形成し行政財産である係留施設等の貸付を受けた民間事業者が埠頭運営を行うことで、貨物の取扱量増加に応じた施設使用料金の通減化・柔軟化や維持補修への迅速な対応等が期待されます。

## ●臨海部産業エリアの概要

釧路港では、臨海部産業エリアの形成に先立ち、「釧路港臨海部産業エリア形成促進計画書」を作成・提出し、平成27年3月18日に国土交通省港湾局長から臨海部産業エリア形成促進港としての指定を受けました。

この計画において、主として穀物等のバルク貨物を取扱う第2埠頭を、貨物輸送の効率化に特に資する区域（臨海部産業エリア）として位置づけし、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画しました。

臨海部産業エリアを形成する区域の概要は、以下のとおりです。

- ・水深16m 岸壁1バース 延長320m [既定計画] WB-1
- ・水深12m 岸壁2バース 延長460m [既設] W-11、12
- ・水深10m 岸壁1バース 延長170m [既定計画] WB-2
- ・埠頭用地 3.3ha（荷さばき施設用地）[既設]



## ●釧路港港湾計画の軽易な変更

釧路港は、臨海部産業エリア形成促進港指定後の平成27年3月26日に開催した第44回釧路市地方港湾審議会にて、臨海部産業エリアの位置づけに関する釧路港港湾計画の軽易な変更について諮問し、可の答申を得たことを受け、全国で3番目、道内では初となる臨海部産業エリアを位置つけた港湾計画変更（軽易な変更）の告示を行いました。

## ●おわりに

今回の港湾計画の軽易な変更によって、民間事業者